

令和3年度 高知県観光需要喚起事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

「高知観光トク割キャンペーン」令和3年度 高知県観光需要喚起事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和3年度 高知県観光需要喚起事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は1審査員あたり350点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 基本的な考え方	(10点)
(2) 高知観光トク割キャンペーン業務	(280点)
(3) 業務実施体制等	(30点)
(4) 経費見積書	(30点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和3年4月14日（水） 13:30～16:00

場所：高知県高知市丸ノ内2丁目1番10号

高知県教育会館「高知城ホール」 2階 中会議室

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1者20分以内とします。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、企画提案書作成要領6(2)ウ クーポンに係る業務の審査結果が高い者を候補者とし、その者が同点で2者以上ある場合は経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	配点	審査の視点
基本的な考え方	10	(1) キャンペーンの概要や本業務の目的を十分理解しているか
高知観光トク割 キャンペーン業務	280	
運營業務の全体像	20	(1) 本業務を理解し、業務をスムーズに実施することができるフローとなっているか
旅行・宿泊代金 割引支援関連	90	(1) 旅行業者及び宿泊事業者の事業への参画を促す提案がされているか (2) 旅行・宿泊代金割引支援金原資の執行状況を確認し、必要に応じて各事業者の配分額を変更するなど予算執行管理ができる体制になっているか (3) 参画事業者からの販売実績報告後、審査から支払いまで速やかに行われるようになっているか
クーポン関連	170	(1) クーポンの印刷、在庫管理、事業者への送付、保管等について、適切な管理体制となっているか (2) クーポンの偽造や参画事業者の不正転売等に対する有効な防止対策がとられているか (3) 早期に参画事業者がクーポンを受け取ることができるスケジュールとなっているか、また、クーポンの未到着が発生した場合、速やかな対応が期待できるか (4) クーポン取扱店舗にとって、速やかかつ容易に利用済クーポンを換金できる仕組みや流れとなっているか (5) 各ツール（ポスター、ステッカー、ロゴ、のぼり旗）のデザイン案は、利用者にとってクーポン取扱店舗であることが認知しやすいものとなっているか
実施体制、 関連業務の実績	30	(1) 事務局等で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合等において、継続して事業を実施できる体制がとられているか (2) 「令和3年度 高知県観光需要喚起事業委託業務仕様書（案）」に記載されている業務及び提案する業務全般の具体的なスケジュールが記載されているか
経費見積	30	見積は適正かつ安価な提案となっているか (1) 予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか (2) 仕様に掲げた業務経費が全て計上されているか (3) 工夫により、委託事務費を抑えた提案になっているか
合計	350	